

平成21年度

まちづくり推進課
関係予算概要

平成21年1月

国土交通省都市・地域整備局
まちづくり推進課

目 次

I	平成21年度予算事業費・国費総括表	1
II	主な新規施策・拡充等	
○	地域の活性化に向けた取組の推進	2
1.	まちづくり交付金の拡充	3
2.	民間主体・地域参加による持続可能なまちづくりの推進	4
3.	暮らし・にぎわい再生事業の拡充	7
4.	都市再生総合整備事業の拡充	8
5.	都市・居住環境整備推進出資金の拡充	9
III	事業別概要	
1.	まちづくり交付金	10
2.	都市再生総合整備事業	12
3.	民間都市開発事業の推進	15
4.	暮らし・にぎわい再生事業	19
5.	都市開発事業調査等	22
6.	独立行政法人都市再生機構	23
7.	都市開発資金	25
8.	都市環境改善支援事業（エリアマネジメント支援事業）	28
IV	行政経費の概要	30
V	参 考	
	事業計画、資金計画	32

I. 平成21年度予算事業費・国費総括表

(単位：百万円)

区 分	平成21年度(A)		前 年 度(B)		倍 率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
都市地域環境整備	728,795	252,664	822,861	271,959	0.89	0.93
市街地整備	725,015	250,774	818,661	269,859	0.89	0.93
まちづくり交付金	590,385	233,175	640,000	251,000	0.92	0.93
都市再生推進事業	10,653	8,242	11,064	8,650	0.96	0.95
都市再生総合整備事業	5,283	2,872	5,385	2,971	0.98	0.97
都市再生総合整備事業	3,565	1,624	3,683	1,723	0.97	0.94
土地集約・整形化有効利用等推進計画作成事業	1,718	1,248	1,702	1,248	1.01	1.00
まち再生総合支援事業	5,370	5,370	5,679	5,679	0.95	0.95
市街地再開発事業等	15,119	5,400	16,799	6,000	0.90	0.90
暮らし・にぎわい再生事業	15,119	5,400	16,799	6,000	0.90	0.90
都市開発事業調査等	298	298	413	413	0.72	0.72
独立行政法人都市再生機構	77,521	3,600	118,201	3,600	0.66	1.00
民間都市開発事業	19,465	59	21,160	196	0.92	0.30
	(13,574)	(0)	(11,024)	(0)	1.23	—
都市開発資金	11,574	0	11,024	0	1.05	—
用地先行取得資金融資	3,374	0	3,024	0	1.12	—
都市再生機構事業資金融資	200	0	200	0	1.00	—
民間都市開発推進資金融資	6,000	0	7,800	0	0.77	—
	(4,000)	(0)	(0)	(0)	皆増	—
都市環境維持・改善事業資金融資	2,000	0	0	0	皆増	—
道路環境整備(都市再生)	3,780	1,890	4,200	2,100	0.90	0.90
都市環境改善支援事業(エアマネジメント支援事業)〈非公共〉	340	150	0	0	皆増	皆増
合 計	729,135	252,814	822,861	271,959	0.89	0.93

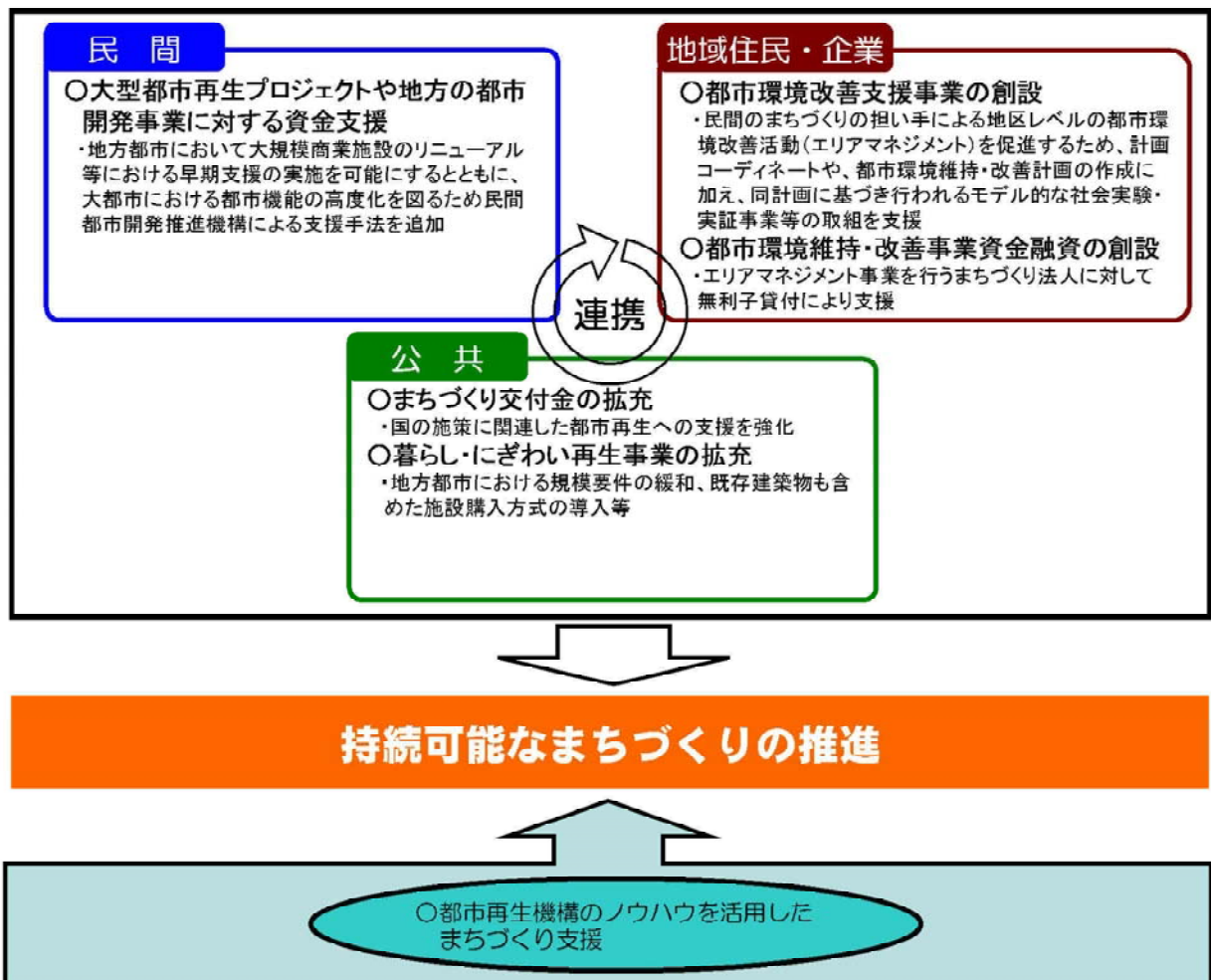
- (注) 1. 暮らし・にぎわい再生事業は、市街地整備課所管分を含む。また、同事業は、この他に住宅局所管分がある。
 2. 都市開発事業調査費等は、市街地整備課所管分を含む。
 3. 独立行政法人都市再生機構には、都市機能更新事業、防災環境軸整備事業、土地有効利用事業、防災公園街区整備事業、宅地供給推進事業及びまちなか再生・まちなか居住推進事業の合計額を計上している。また、住宅局所管分を含む。
 4. 民間都市開発事業の事業費は、土地取得・譲渡事業、債務保証事業、まち再生総合支援事業に係るものを除いている。また、国費は土地取得・譲渡事業に係る補給金である。
 5. 都市開発資金の用地先行取得資金には、防災緑地分を含む。また、上段()書きは、地方公共団体分を含んだ計数である。
 6. 都市環境改善支援事業は、市街地整備課所管分及び公園緑地・景観課所管分を含む。

Ⅱ. 主な新規施策・拡充等

○ 地域の活性化に向けた取組の推進

人口減少や高齢化の進展と相まって、地方都市を中心にまちの魅力・活力の悪化が急速に進んでいるとともに、近年の市町村合併の進展や地方財政の悪化等を背景に、きめ細かなまちづくりに行政の手が届きにくくなっている。加えて、不動産市場への資金流入の減少や資材価格の高騰により、まちづくりが進みにくくなっている状況も見られる。

こうした状況にかんがみ、傷んだまちの修復等による地方都市再生や住民・企業によるまちの魅力の維持・向上を図るため、民間主体・地域参加により都市環境の維持・改善を図る取組に対してその隘路を解消するための総合的な支援を行い、もって持続可能なまちづくりを推進する。



1. まちづくり交付金の拡充

○ まちづくり交付金による国の施策に関連した都市再生への支援の強化

まちづくり交付金により地域の創意工夫を活かした全国都市再生を推進する。
 また、中心市街地の活性化、歴史まちづくり、低炭素型まちづくり等、国として特に推進すべき施策に関連した都市再生の円滑かつ迅速な推進を図るため、これら施策に関連する一定の要件を満たす地区については、まちづくり交付金の交付率上限を現行40%から45%に拡充する。

事業費 5,904億円(0.92倍)、国費 2,332億円(0.93倍)

国として特に推進すべき施策に関連した都市再生への支援の強化 (交付率上限を45%に拡充)

都市拠点の形成
 (都市再生特別措置法に基づく
 都市再生緊急整備地域関連)

中心市街地活性化
 (中心市街地活性化法に基づく
 中心市街地活性化基本計画関連)

都市再生整備計画を中心市街地活性化基本計画等の区域内で作成し、中心市街地活性化基本計画等の目標のために実施する事業への限定的、集中的な支援を実施

歴史まちづくり
 (歴史まちづくり法に基づく
 歴史的風致維持向上計画関連)

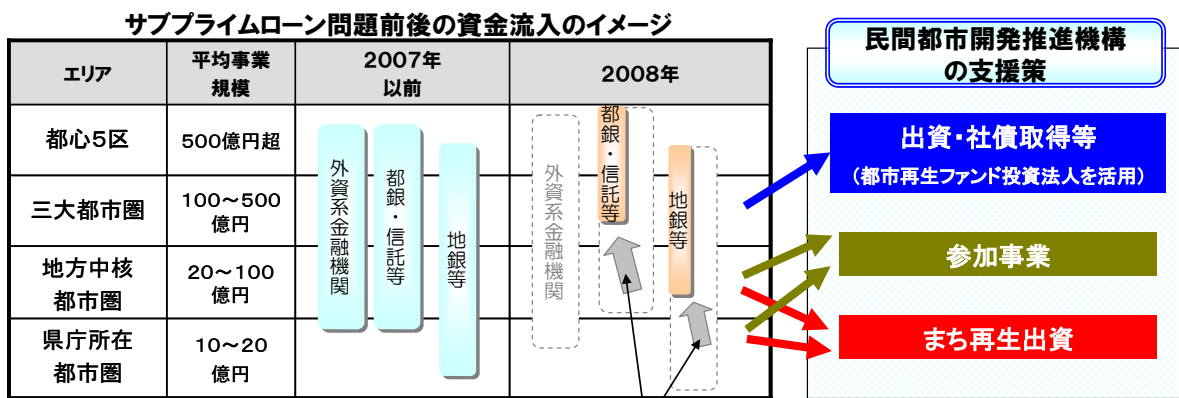
低炭素型まちづくり
 (環境モデル都市等における
 環境・交通まちづくり)

2. 民間主体・地域参加による持続可能なまちづくりの推進

○ 大型都市再生プロジェクトや地方の都市開発事業に対する資金支援

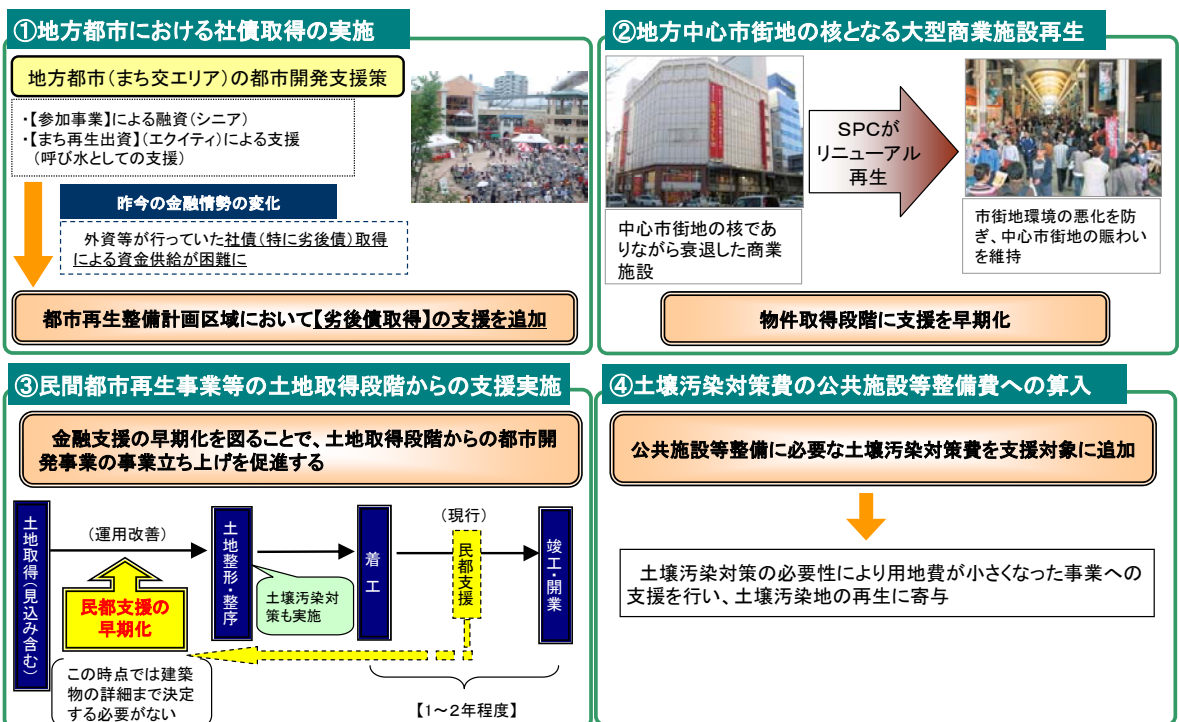
地方都市における都市の再生を促進し、地域の活性化を図るため、大規模商業施設のリニューアル等における早期支援の実施を可能にするとともに、大都市における都市機能の高度化を図るため、民間都市開発推進機構による支援手法を追加する。

事業費 113.7億円（0.84倍）、国費 53.7億円（0.95倍）



↓
 エリア選別が進むとともに不動産事業に対する融資審査が厳格化

金融環境の悪化、不動産関連企業の倒産増加・経営困難化に伴い、優良な都市開発事業に対する公的支援がなければ事業が停滞し、地域の活性化に大きな障害となる
 → **現在の環境に対応するため支援を拡充**



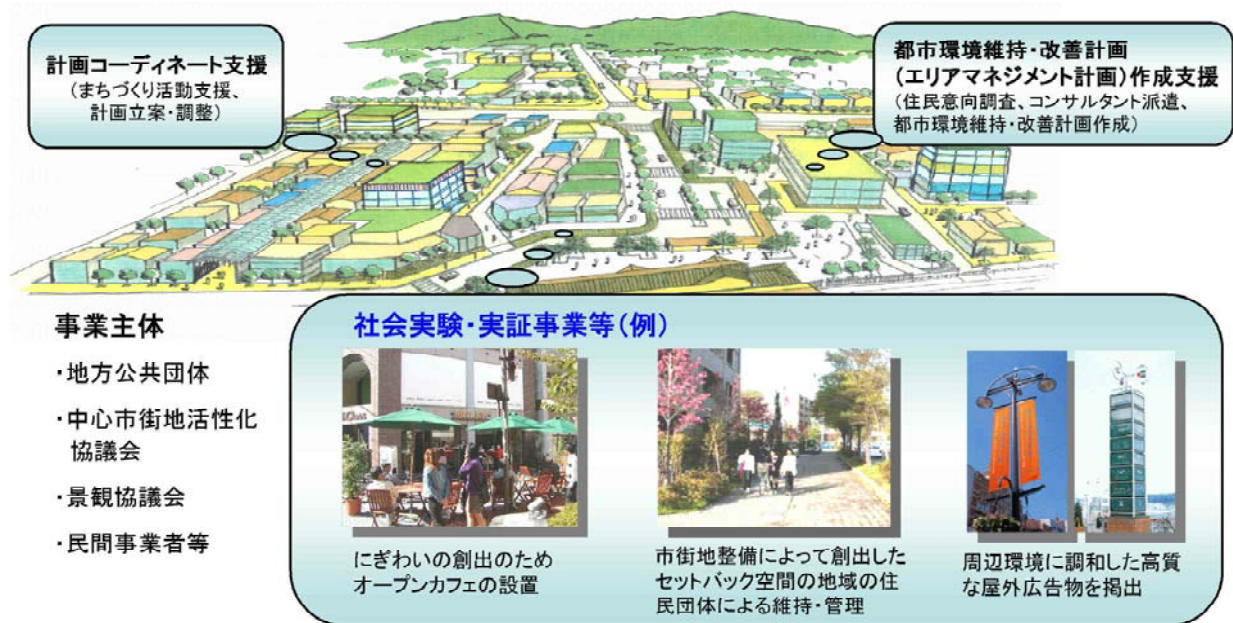
○住民・企業等によるまちの魅力の維持・向上

・都市環境改善支援事業（エリアマネジメント支援事業）の創設

民間のまちづくりの担い手による地区レベルの都市環境改善活動（エリアマネジメント）を促進するため、国として特に推進すべき施策により都市環境が創出される地域・地区において、計画コーディネーターや、公共・共用空間の活用等を内容とする都市環境維持・改善計画の作成に加え、同計画に基づき行われるモデル的な社会実験・実証事業等の取組に対して支援する。

事業費 3.4億円（皆増）、国費 1.5億円（皆増）

【都市環境改善支援事業（エリアマネジメント支援事業）のイメージ】



対象地域・地区

国として特に推進すべき施策により都市環境が創出される(1)のいずれかに該当する地区であって、かつ、(2)のいずれかに該当する地区とする。

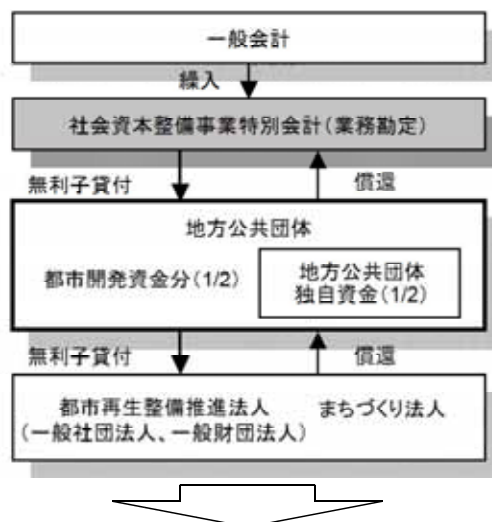
- (1) 都市再生緊急整備地域、認定中心市街地活性化基本計画区域(認定見込み区域も含む)、認定歴史的風致維持向上計画の区域、都市再開発方針が定められた区域、景観計画の区域及び景観地区、地区計画の区域(見込み区域も含む)等(全10種類)
- (2)
 - i) 現にある良好な都市機能及び都市環境を保全する必要があると認められる土地の区域
 - ii) 公共公益施設の整備等に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な都市機能及び都市環境を創出する必要があると認められるもの
 - iii) 地域の土地利用の動向等からみて、都市機能及び都市環境が悪化するおそれがあると認められる土地の区域

・都市環境維持・改善事業資金融資（都市開発資金）の創設

地域住民・地権者の手による良好な都市機能及び都市環境の保全・創出を推進するため、まちづくり会社等が自立・持続的な地域のエリアマネジメントを目的として、空き地・空き店舗の活用、駐車場の整備等のハード事業を行う場合に、これらを都市環境維持・改善事業と位置付け、その事業資金に対して地方公共団体を通じて無利子貸付を行う。

事業費 40.0億円（皆増）、国費 0億円（ - ）

自立・持続的な地域のエリアマネジメント活動を支援



住民・地権者による、地域価値を高めるまちづくりの推進

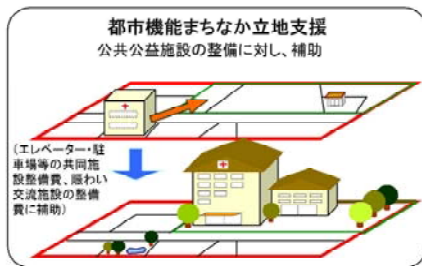
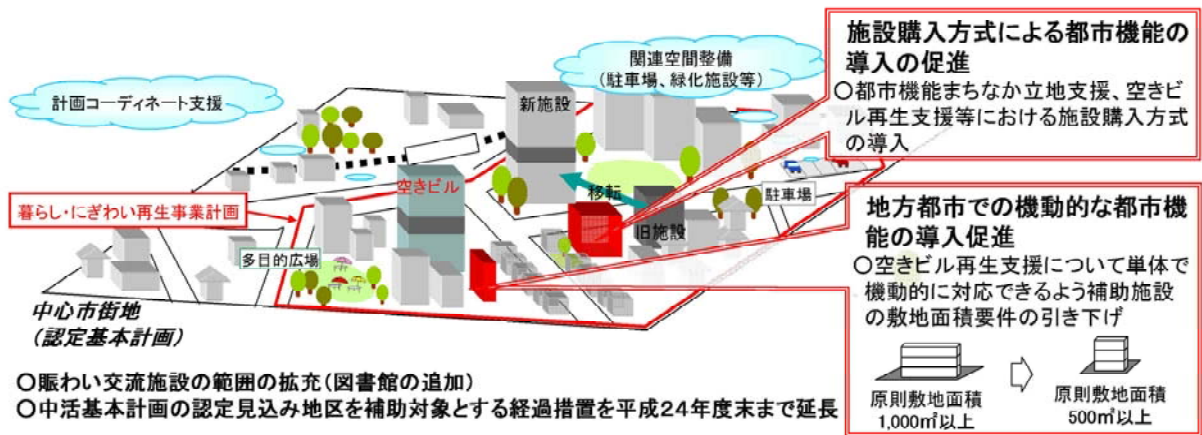
3. 暮らし・にぎわい再生事業の拡充

地方都市における敷地面積要件の緩和、既存建築物を含めた施設購入方式の導入等を行い、中心市街地における公共公益施設や居住施設等の都市機能の集積を強力に推進することにより、中心市街地活性化のさらなる促進を図る。

事業費 151億円(0.90倍)、国費 54億円(0.90倍)

地方都市における空きビル再生支援についての敷地面積要件の緩和、施設購入方式の導入等により、中心市街地における公共公益施設や居住施設等の都市機能の集積を強力に推進することが重要。

全国の中心市街地において、まちの再設計を図るため、にぎわいの核となる病院・学校・文化施設等の公共公益施設や居住施設等の都市機能を集積する取組を支援することにより、地方再生が実現。



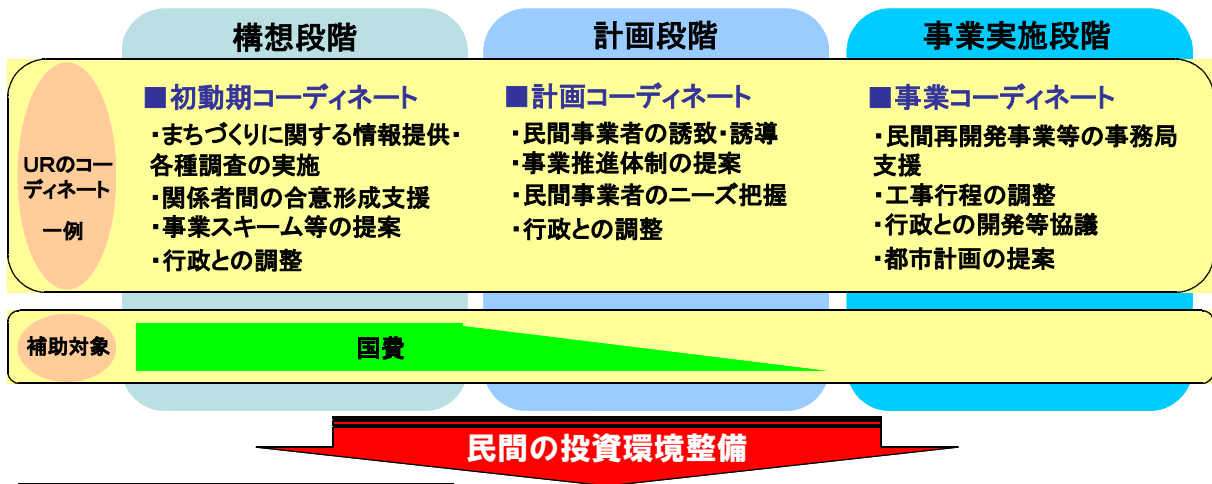
4. 都市再生総合整備事業の拡充

○ 土地集約・整形化有効利用等推進計画作成事業の拡充

独立行政法人都市再生機構が有する市街地整備等に関するノウハウとマンパワーを活用し、都市再生・地域再生を促進するため、土地集約・整形化有効利用等推進計画作成事業による独立行政法人都市再生機構への補助を公の政策目的に資する地区に重点化して平成25年度まで延長する。

事業費 17億円（1.01倍）、国費 12億円（1.00倍）

都市再生機構が行うコーディネート業務



民間事業者を都市再生へ誘導

- ・ 初動期及び計画段階のコーディネートを行うことにより、円滑な民間事業者の事業参画を誘導
- ・ 都市再生機構と民間事業者のパートナーシップによる共同開発により民間事業者の進出を促進
- ・ 都市再生機構が自ら基盤整備等の事業を実施し、民間事業者の立地を誘導



茨城県ひたちなか市勝田駅東口地区

5. 都市・居住環境整備推進出資金の拡充

○ 都市機能更新型出資金の拡充

独立行政法人都市再生機構が都市機能更新型土地地区画整理事業を実施する際に取得する保留地に対して、出資金を充当することにより、市況に合わせ効率的・段階的に保留地を処分することで、事業を円滑に推進し、都市再生の実現を図る。

事業費 294億円（0.73倍）、国費 36億円（6.00倍）

○ まちなか再生・まちなか居住推進型出資金の拡充

中心市街地活性化を推進するため、当該出資金を活用して既存建築物を取得し、増改築等を行って施設の有効活用を行う際の当該出資金の制度について以下の拡充を行う。

- 増改築等後の施設用途及び譲渡先について、現行は公益施設を地方公共団体に譲渡する場合のみに出資金の活用が限定されているが、その制限を解除する
- 施設用途が公益施設（地方公共団体が取得するものに限る）、社会福祉施設及び生活利便施設の場合には、割賦譲渡（最長20年）の対象とする

事業費 30億円（1.00倍）、国費 0億円（－）

Ⅲ. 事業別概要

1. まちづくり交付金

(1) 目的

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。

(2) 概要

市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付する交付金である。

① 都市再生整備計画の作成

市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標^(注1)と目標を実現するために実施する各種事業等を記載した都市再生整備計画を作成。

② 交付金の交付

国は、市町村が作成した都市再生整備計画が都市再生基本方針等に適合している場合、交付金を年度ごとに地区単位で一括交付。

③ 事後評価

国は、交付期間終了時、市町村に目標の達成状況等に関する事後評価^(注2)を求めることとし、その結果等について確認し公表。

(注1) まちづくりの目標の設定

まちづくりの目標とその達成状況を評価する指標を設定。

例) 目標：駅周辺の賑わいを再生する

指標：来街者数、居住者数(可能な限り数値化・指標化を図る)等

(注2) 数値化された指標の達成状況を評価

(3) 交付対象

都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等を対象。

- ・道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業 等
- ・地域優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業 等
- ・市町村の提案に基づく事業
- ・各種調査や社会実験等のソフト事業

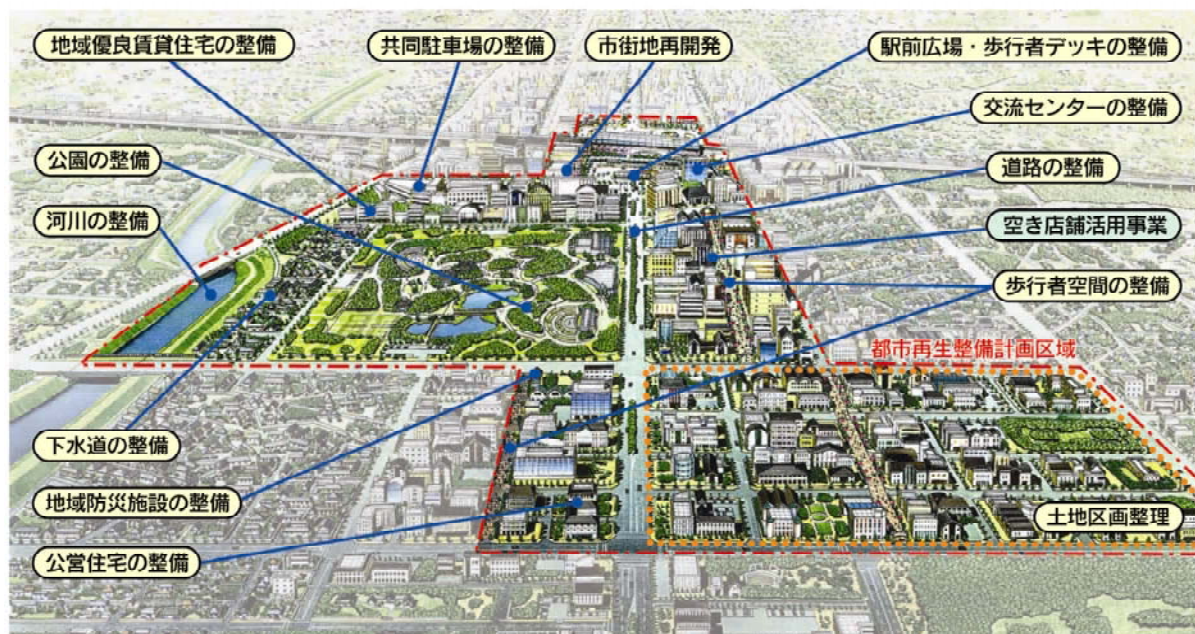
(4) 交付期間

概ね3～5年

(5) 交付率

事業費に対して概ね4割(交付金の額は一定の算定方法により算出)

まちづくり交付金のイメージ



○ まちづくり交付金予算額

(単位：百万円)

区 分	平成21年度(A)		前 年 度(B)		倍 率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
まちづくり交付金	590,385	233,175	640,000	251,000	0.92	0.93

新規事項

(p. 3 参照)

○まちづくり交付金による国の施策に関連した都市再生への支援の強化

中心市街地の活性化、歴史まちづくり、低炭素型まちづくり等、国として特に推進すべき施策に関連した都市再生の円滑かつ迅速な推進を図るため、これら施策に関連する一定の要件を満たす地区については、まちづくり交付金の交付率上限を現行40%から45%に拡充する。

2. 都市再生総合整備事業

○総合整備型・拠点整備型

(1) 目的

大都市圏等の臨海部や既成市街地を中心に発生している大規模工場跡地等低未利用地において、都市再生をうながすトリガー(引き金)となる地区への都市基盤施設等の集中的な整備を実施するとともに、都市拠点の形成に資する民間都市開発事業等を促進することにより、円滑な土地利用転換を公民協働で推進することを目的とする。

(2) 概要

○総合整備型

国土交通大臣が指定する地域において、先行的都市基盤施設の整備やコーディネート等、ハード事業からソフト事業までをパッケージにして総合的に支援する。

① 対象区域

1) 都市・居住環境整備重点地域

都市構造再編の観点から都市基盤施設整備、面的整備及び拠点形成等の重点的な実施が必要不可欠な地域等として、国土交通大臣が指定する相当規模の地域。(③ 1)に対応)

2) 特定地区

都市・居住環境整備重点地域のうち、特に一体的かつ総合的に都市の再構築を進めるべき区域。(③ 2)～5)に対応)

② 事業主体:地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、民間等

③ 補助対象・補助率

1) 基本計画策定に要する費用(補助率:1/2)

2) 整備計画策定、コーディネートに要する費用(補助率:1/2)

3) 都市基盤施設の整備に要する費用(補助率:1/2)

4) 地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設の整備に要する費用(補助率:1/3)

5) 既存施設の除却、移転に要する費用(補助率:1/2)

※民間等については間接補助(補助率:1/3)とし、2)、4)、5)に限る。

○拠点整備型

総合整備型の対象区域以外において、都市構造の再編や広域的な連携を進めるうえで中核となる都市拠点整備を重点的に支援する。

① 対象地区

基幹的な事業の実施に併せ、市民共有の優れた街並みの形成、魅力ある都市拠点の形成を図るべき社会的経済的条件を備えている地区。

② 事業主体:地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、協議会、民間等

③ 補助対象・補助率

- 1) 地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設の整備、既存施設の除却、移転及び総合基本設計書の策定に要する費用(補助率:1/3)
- 2) 1)の整備事業又は都市拠点整備総合計画に位置付けられた市街地再開発事業等の基幹的な事業を促進する関連公共施設の整備に要する費用(補助率:通常事業の補助率に同じ)
- 3) 都市拠点形成の促進方策を検討するための調査に要する費用(補助率:1/3)

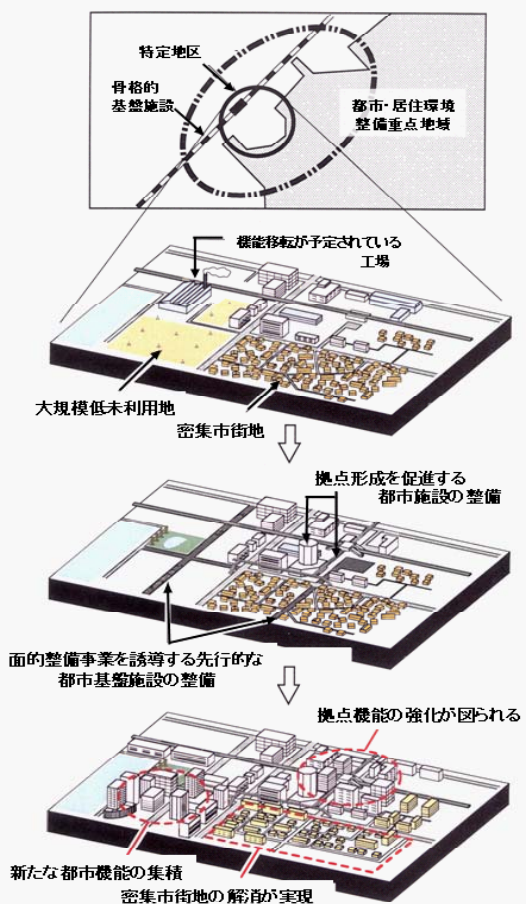
○都市再生総合整備事業予算額

(単位:百万円)

区 分	平成21年度(A)		前 年 度(B)		倍 率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国費
都市再生総合整備事業 (都市・地域整備局)	11,061	4,872	9,592	4,523	1.15	1.08
(住宅局)	7,345	3,514	7,883	3,823	0.93	0.92
	3,716	1,358	1,709	700	2.17	1.94

(注) 社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)を含む。

○都市再生総合整備事業のイメージ



○都市・居住環境整備重点地域の指定状況

重点地域の名称	位 置
札幌駅・大通駅周辺地域	北海道札幌市
千葉市臨海部地域	千葉県千葉市
埼玉中枢都市圏業務核都市地域	埼玉県さいたま市
川口・鳩ヶ谷地域	埼玉県川口市、鳩ヶ谷市
川の手・荒川沿川地域	東京都墨田区、北区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区
品川周辺地域	東京都港区、品川区
品川・大崎・五反田地域	東京都品川区
立川周辺地域	東京都立川市
京浜臨海部地域	神奈川県横浜市、川崎市
川崎中部・新鶴見都心地域	神奈川県横浜市、川崎市
名古屋駅周辺地域	愛知県名古屋市
名古屋都心地域	愛知県名古屋市
岐阜市中心部地域	岐阜県岐阜市
堺市臨海・中心部地域	大阪府堺市
大阪臨海・淀川左岸地域	大阪府大阪市
尼崎市中心部地域	兵庫県尼崎市
北九州市地域	福岡県北九州市
長崎市中央部・臨海地域	長崎県長崎市

○ 土地集約・整形化有効利用等推進計画作成事業

(1) 目的

都市再生分野における民間の新たな事業機会を創出し、民間の潜在力を最大限に引き出すため、都市再生に民間事業者を誘導するための条件整備として、独立行政法人都市再生機構が行うコーディネート業務等を支援する。

(2) 概要

低未利用地の有効利用促進及び都市再生に民間事業者を誘導するための条件整備として行う既成市街地の整備改善のため実施される事業で、土地区画整理事業等の手法を中心とする市街地整備により低未利用地の有効利用を図るべき地区等について市街地の将来像を明らかにしつつ、計画策定、事業化に向けてコーディネート等を行う。

①補助対象者 独立行政法人都市再生機構 等

②補助対象内容

- ・ 地区現状調査
- ・ 地方公共団体や土地所有者等の開発・土地利用意向調査
- ・ 地区整備構想及び整備プログラムの作成
- ・ 関連公共施設や地区公共施設等の整備計画作成
- ・ 地区整備促進のためのコーディネート、関係者間の調整
- ・ 個別低未利用地の有効利用計画（開発事業計画）の作成及びその実現のためのコーディネート等、関係権利者及び事業者間の調整
- ・ 事業推進、事業化に係る調整等
- ・ 民間都市開発推進機構が前各号に掲げる事業を行うための基金の造成

③補助率

- ・ 1/2（ただし昭和45年当時の人口集中地区（D I D）及びこれに連続する臨海部の土地の区域のうち、平成19年度までに採択された地区に限り3/4）

○都市再生総合整備事業(土地集約・整形化有効利用等推進計画作成事業) 予算額

(単位：百万円)

区 分	平成21年度(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
都市再生総合整備事業 土地集約・整形化有効利用 等推進計画作成事業	1,718	1,248	1,702	1,248	1.01	1.00

新規事項

(p. 8参照)

○独立行政法人都市再生機構が行うコーディネート等に対する補助制度の延長

独立行政法人都市再生機構への補助を公の政策目的に資する地区に重点化して平成25年度まで延長する。

3. 民間都市開発事業の推進

(1) 目的

良好な市街地の形成と都市機能の維持・増進を図るため、民間資金とノウハウを活用しつつ、民間事業者が行う都市開発プロジェクトに対し、低利資金の供給や出資などによる支援を行い、その推進を図る。

また、地方都市における都市の再生を促進し、地域の活性化を図るため、大規模商業施設のリニューアル等における早期支援の実施を可能にするとともに、大都市における都市機能の高度化を図るため、民間都市開発推進機構による支援手法を追加する。

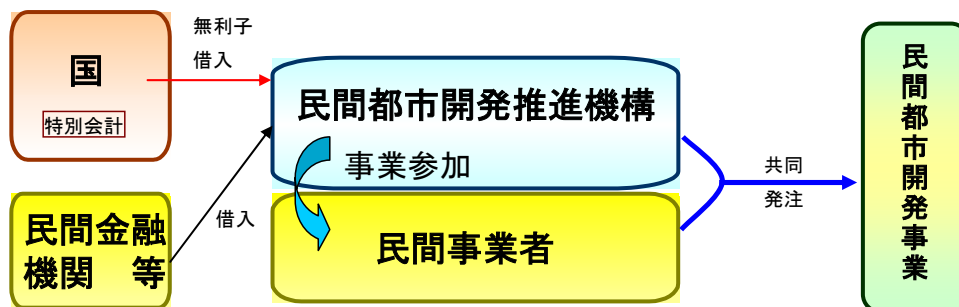
(2) 概要

民間都市開発事業に対し、民間都市開発推進機構は、下記の支援を引き続き行い、各業務における事業の着実な推進を図る。

① 参加業務（21年度予算額：6,000百万円の内数）

民間都市開発事業の施行に要する費用の一部を負担し共同事業者として参加する。

【参加業務 スキーム図】



② 都市再生支援業務（21年度予算額：6,000百万円の内数）

1) 都市再生無利子貸付業務

認定事業として一定の公共施設を整備する場合に、当該整備費用の一部について無利子貸付を行う。

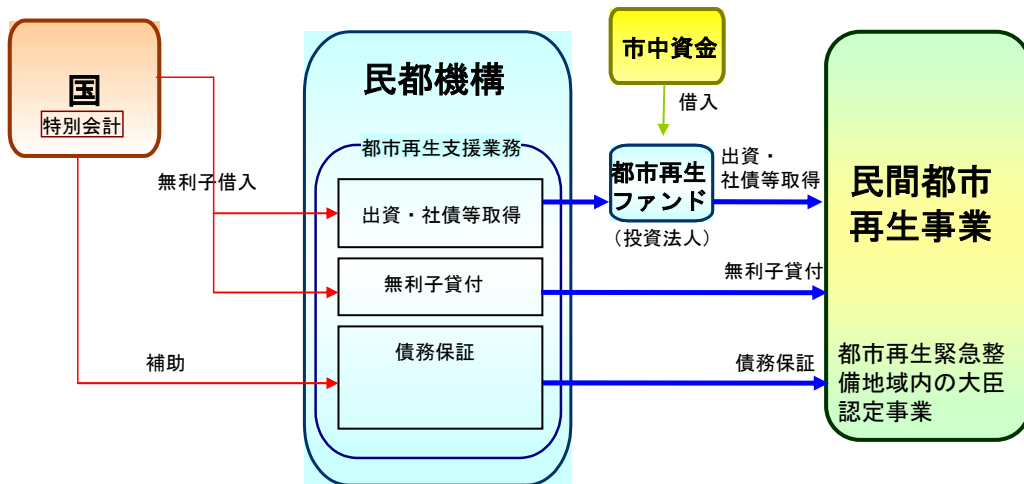
2) 出資・社債等取得業務

認定事業の施行に要する費用の一部について、出資、社債等の取得を行う。

3) 債務保証業務

認定事業の施行に要する資金の借入等に係る債務を保証する。

【都市再生支援業務 スキーム図】



③ まち再生総合支援業務

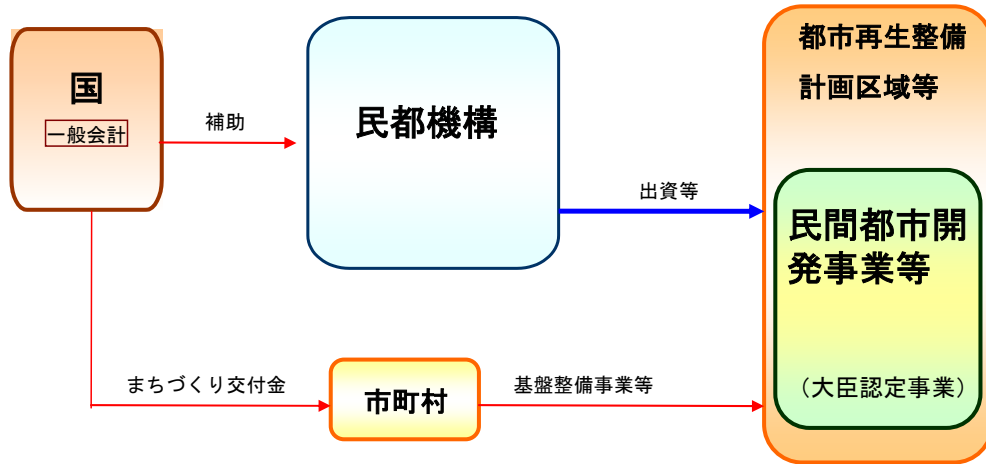
1) まち再生出資業務 (21年度予算額: 5,170百万円)

認定整備事業の施行に要する費用の一部について、出資等を行う。

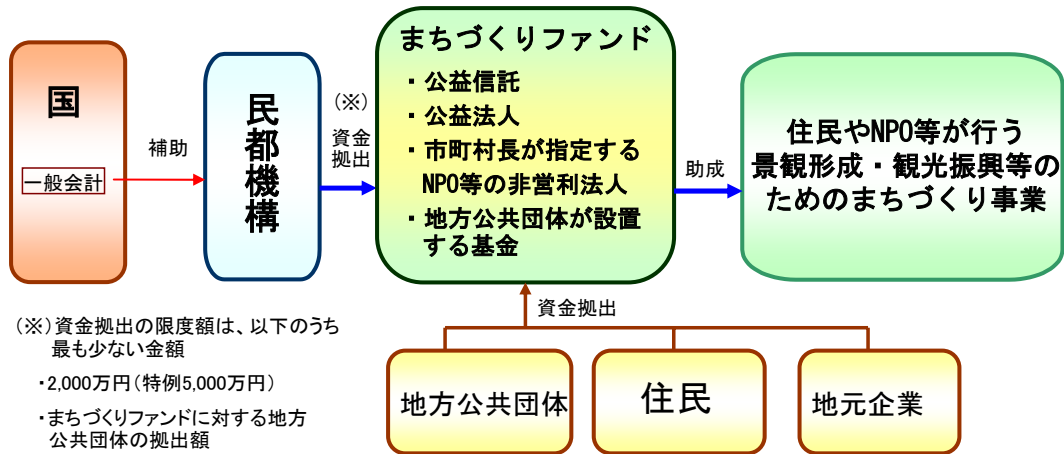
2) 住民参加型まちづくりファンド支援業務 (21年度予算額: 200百万円)

住民参加型まちづくりファンド(公益法人等)に対し資金拠出を行う。

【まち再生出資業務 スキーム図】



【住民参加型まちづくりファンド支援業務 スキーム図】



(※) 資金拠出の限度額は、以下のうち最も少ない金額
 ・2,000万円(特例5,000万円)
 ・まちづくりファンドに対する地方公共団体の拠出額
 ・まちづくりファンドの総資産額の1/3

④ P F I 無利子貸付業務 (21 年度予算額 : 0 百万円)

公共施設の整備を行う P F I 選定事業者への無利子資金の貸付を行う。

⑤ 融通業務 (21 年度予算額 : 0 百万円)

民間都市開発事業を施行する者に対し、日本政策投資銀行等を通じて、長期かつ低利の資金融通を行う。(なお日本政策投資銀行の株式会社化にともない、平成 20 年 10 月以降新規融通を行わない)

⑥ 土地取得譲渡業務 (21 年度予算額 : 0 百万円)

民間都市開発事業の用に供される見込みのある土地の取得・管理及び譲渡を行う。(なお、新規取得は平成 16 年度で終了)

○民間都市開発事業予算額

(単位 : 百万円)

区 分	平成21年度(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
都市再生推進事業	5,370	5,370	5,679	5,679	0.95	0.95
まち再生総合支援事業	5,370	5,370	5,679	5,679	0.95	0.95
(うち、まち再生出資事業)	5,170	5,170	5,179	5,179	1.00	1.00
(うち、住民参加型まちづくり ファンド支援事業)	200	200	500	500	0.40	0.40
都市開発資金						
民間都市開発推進資金融資	6,000	0	7,800	0	0.77	-
合 計	11,370	5,370	13,479	5,679	0.84	0.95

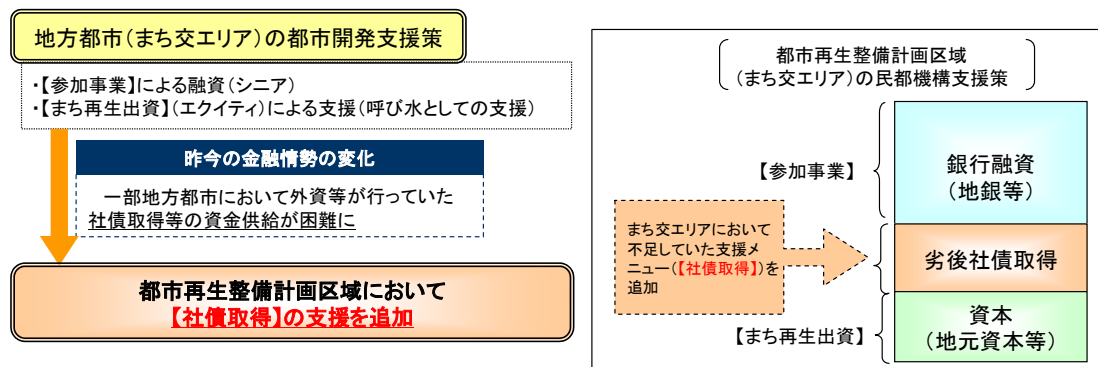
(注) 本表のほか、民間都市開発推進機構補給金 59 百万円 (前年度 196 百万円) がある。

新規事項

(p. 4 参照)

○ 地方都市における社債取得の実施

認定整備事業者等に対する支援の手法として、劣後債の取得を追加する。



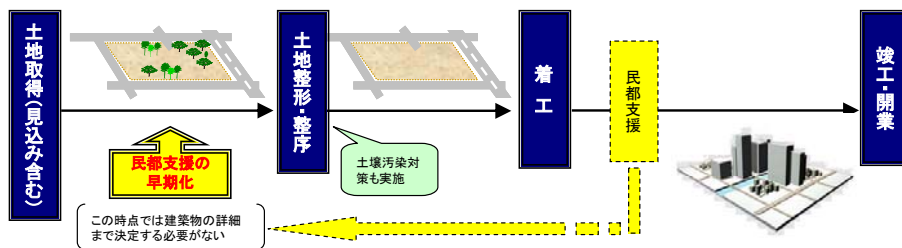
○ 地方中心市街地の核となる大型商業施設再生

都市再生に資する大型商業施設を再生するためのリニューアル事業に関しては、民間都市再生整備事業の認定に際して事業の概要及び費用等に係る事業計画に基づき認定を行い、当該事業について民都機構の支援を行うことを可能とする。



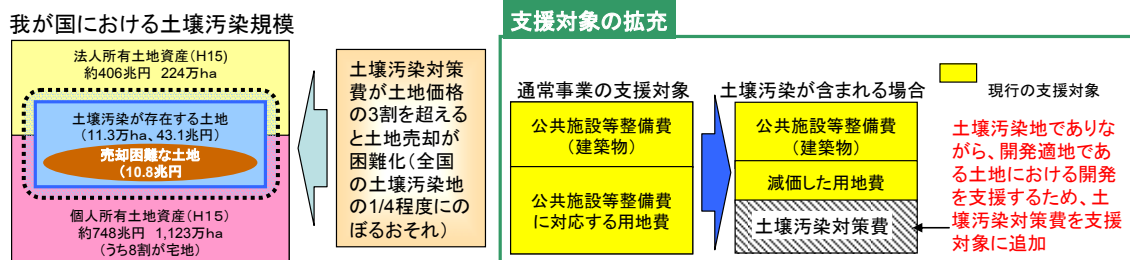
○ 民間都市再生事業等の土地取得段階からの支援実施

金融支援の早期化を図ることで、都市開発事業の事業立ち上げを促進する。



○ 土壌汚染対策費の公共施設等整備費への算入

公共施設等整備に必要な土壌汚染対策費を支援対象に追加する。



○ 信託受益権を取得する法人に対する出資・劣後債取得

信託受益権の形で認定整備事業者から建築物及びその敷地に関する権利を取得する者に対する出資・劣後債の支援手法の追加を行う。

○ 都市再生ファンドの借入に対する債務保証

都市再生ファンドが行う認定事業者への支援に際し、都市再生ファンドが民間金融機関から行う借入について、民間都市開発推進機構が債務保証を付する手法を追加する。

4. 暮らし・にぎわい再生事業

(1) 目的

中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図る。

(2) 事業要件^{※1※2}

以下に掲げる要件に該当すること。

- 1) 中心市街地活性化法に基づき認定された基本計画区域内
- 2) 認定基本計画に位置付けられた都市機能導入施設又は賑わい空間施設であること
- 3) 公益施設を含むものであること（都市機能導入施設に限る。）
- 4) 地階を除く階数が原則として3階以上であること（都市機能導入施設に限る。）
- 5) 耐火建築物又は準耐火建築物であること（都市機能導入施設に限る。）
- 6) 敷地面積等が1,000㎡以上（複数のコア事業を行う場合又は三大都市圏（*）及び政令指定都市を除く地域において空きビル再生支援を実施する場合は500㎡以上）であること

（※1）敷地面積1,000㎡未満の施設を含む小規模連鎖型の暮らし・にぎわい再生事業で、次の要件を満たす場合は、敷地面積1,000㎡未満の施設にあつては、上記3)～6)の要件を適用しない。

- i) 各施設の敷地面積等の合計が1,500㎡以上であること
- ii) 各施設の都市機能導入施設の延床面積等の合計が1,000㎡以上であること
- iii) 公益施設の延床面積の合計が整備される各施設の専有部分の延床面積の合計の1/10以上であること

（※2）三大都市圏（*）及び政令指定都市を除く地域においては、上記4)の要件を適用しない。また当該地域において都市機能まちなか立地支援を実施する場合は、上記5)の要件「耐火建築物又は準耐火建築物であること」を「空地の整備、消火施設の増強等により、周辺市街地への延焼を防ぐための代替措置がなされていること」と読み替える。

（*）「三大都市圏」とは、首都圏整備法（昭和31年法律第83号）に定められた既成市街地、近郊整備地帯、近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）に定められた既成都市区域、近郊整備区域及び中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）に定められた都市整備区域のことをいう。

(3) 事業概要

1. コア事業

①都市機能まちなか立地支援（補助率 1 / 3^{※3}）

中心市街地に都市機能導入施設を整備することにより、中心市街地に不足している都市機能の集積を推進する。

【補助対象】^{※4} 調査設計計画費、土地整備費、まちなか立地に伴い追加的

に必要となる施設整備費、賑わい交流施設整備費、供給処理施設整備費^{※5}、空地等整備費^{※5}、その他施設整備費^{※5}、事務費

②空きビル再生支援（補助率 1 / 3^{※3}）

中心市街地の既存建築物を都市機能導入施設として再生することにより、中心市街地に不足している都市機能の集積を推進する。

【補助対象】^{※6} 調査設計計画費、改修工事費（認定基本計画に位置付けられた機能導入に要する整備費）^{※7}、共同施設整備費（空地等・供給処理施設・その他の施設）、賑わい交流施設整備費、事務費

③賑わい空間施設整備（補助率 1 / 3）

多目的広場等の整備を行うことにより、中心市街地の賑わい空間の創出を推進する。

【補助対象】^{※4} 調査設計計画費、建築物除却費、公開空地整備費、事務費

2. 附帯事業

①計画コーディネート支援（補助率 1 / 3）

【補助対象】再生事業計画の作成に要する費用、コーディネート業務に要する費用

②関連空間整備（補助率 1 / 3）

【補助対象】^{※4} 駐車場の整備費、緑化施設等の整備費

（※3）一定の要件を満たす場合には、補助率を1/15加算する。

（※4）いずれも購入費を含む。

（※5）市街地再開発事業等の採択要件を満たす場合に限る。

（※6）施設の購入費のうち、都市機能まちなか立地支援における補助対象施設に相当する価格分を含む。

（※7）利子相当額（当該工事費の23%）とする。ただし、商業等については専有する面積に1/2を乗じた面積を用いる。

（4）事業実施主体

地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、中心市街地活性化協議会、民間事業者 等

（5）経過措置

改正中心市街地活性化法施行日から平成24年度末までは、「認定基本計画に位置付けられた」については、「認定基本計画に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれる」と読み替える。

○暮らし・にぎわい再生事業予算額

(単位：百万円)

区 分	平成21年度(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国費
暮らし・にぎわい再生事業	25,202	9,000	28,006	10,000	0.90	0.90
[都市・地域整備局]	[15,119]	[5,400]	[16,799]	[6,000]	[0.90]	[0.90]
[住宅局]	[10,083]	[3,600]	[11,207]	[4,000]	[0.90]	[0.90]

※市街地整備課所管分を含む。

新規事項

(p. 7 参照)

○地方都市における支援の充実

地方都市における空きビル再生支援について、対象施設の敷地面積要件をおおむね500㎡以上に引き下げる（現行：単体でおおむね1,000㎡以上等）。

○都市機能まちなか立地支援及び空きビル再生支援等における施設購入方式の導入

様々な不動産の利活用バリエーションに対応するため、都市機能まちなか立地支援及び空きビル再生支援等における施設購入方式を導入する。

○賑わい交流施設の範囲の拡大

図書館を賑わい交流施設として補助対象とする。

○経過措置の延長

認定中心市街地活性化基本計画への位置付けに係る要件の経過措置の延長を行う。
(現行 平成21年8月21日まで→平成25年3月31日まで)

5. 都市開発事業調査等

(1) 目的

我が国の経済が持続的に発展していくよう、経済活動の基盤であり、かつ多くの国民の生活の拠点となっている都市を魅力と国際的競争力を備えたものに再生することを目的として、都市再生推進のための事業実施及び事業制度の検討に係る調査を行う。

(2) 概要

喫緊の国家的課題である都市再生を推進するため、

- ・既成市街地における都市の再構築のための総合的な事業方策に関する検討調査
 - ・まちづくり事業に係る情報の整備や提供に関する調査
 - ・社会経済情勢の変化に対応した効果的なまちづくり方策に関する検討調査
 - ・総合的なまちづくりの事業効果分析に関する検討調査
- 等の調査を行う。

○ 都市開発事業調査等予算額

(単位：百万円)

区 分	平成21年度(A)		前年度(B)		倍 率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
都市開発事業調査等	298	298	413	413	0.72	0.72

※市街地整備課所管分を含む

6. 独立行政法人都市再生機構

(1) 目的

独立行政法人都市再生機構は、平成21年度を初年度とする第2期中期計画に基づき、これまで培った都市再生に係るノウハウ等を活用し、民間投資を誘発し、都市再生に資する事業への重点化とその着実な推進を図る。

(2) 概要（都市・地域整備局所管分）

- ① 都市機能更新事業については、大都市地域等における都市構造の再編、副都心・業務核都市の形成、中心市街地の活性化等を目的とする広域拠点の整備のため土地区画整理事業（香椎副都心地区他6地区）及び市街地再開発事業（北仲通地区他2地区）を引き続き推進する。
- ② 防災環境軸整備事業については、密集市街地において、都市計画道路とその沿道区域が一体となって避難路及び延焼遮断帯として機能する防災環境軸の整備を引き続き推進する。
- ③ 土地有効利用事業については、細分化土地や工場跡地等の低未利用地等の有効利用を図るため、周辺の土地を含めた土地の整形・集約化や基盤整備を行い、民間事業者等に譲渡する事業を引き続き推進する。
- ④ 防災公園街区整備事業については、地震災害等に対し脆弱な構造となっている既成市街地において、防災公園と周辺市街地の整備改善の一体的な実施を引き続き推進する。
- ⑤ まちなか再生・まちなか居住推進事業については、地方公共団体の要請に基づき低未利用地を取得した上で、土地の集約化等権利調整を伴う事業を行い、中心市街地の再生を推進する。
- ⑥ 国との設置及び管理に係る協議に基づき、国営公園内の特定公園施設について、公園利用者への適切なサービス提供を確保しつつ、既存施設の適正な管理を実施する。
- ⑦ 宅地供給推進事業のうち地方都市業務については、地域社会の経済、文化等の中心としてふさわしい都市の開発整備を図るため、居住、高等教育、研究、福祉・文化、業務・商業等の機能を備えた総合的な都市開発を行うための宅地整備を引き続き推進する。

○ 独立行政法人都市再生機構予算額（都市・地域整備局所管分）

（単位：百万円）

区 分	平成21年度(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
都市機能更新	29,446	3,600	40,241	600	0.73	6.00
防災環境軸整備	0	0	2,500	0	0.00	—
土地有効利用	20,845	0	37,956	0	0.55	—
防災公園街区整備	10,044	0	15,663	0	0.64	—
まちなか再生・まちなか居住推進	3,000	0	3,000	3,000	1.00	0.00
宅地供給推進	14,186	0	18,841	0	0.75	—
合 計	77,521	3,600	118,201	3,600	0.66	1.00

（注）1. 都市機能更新は、住宅局所管分を含む。

2. 防災環境軸整備、土地有効利用、防災公園街区整備及びまちなか再生・まちなか居住推進は住宅局との共管である。

3. 宅地供給推進は、地方都市分を計上している。

4. このほかに補給金 9百万円（前年度17百万円）がある。

新規事項

○独立行政法人都市再生機構が行うコーディネート等に対する補助制度の延長（p. 8 参照）

土地集約・整形化有効利用等推進計画作成事業において、独立行政法人都市再生機構への補助を公の政策目的に資する地区に重点化して平成25年度まで延長する。

○都市・居住環境整備推進出資金（都市機能更新型）の拡充（p. 9 参照）

都市機能更新を促進するために、独立行政法人都市再生機構が実施する土地区画整理事業の施行に伴い取得する保留地を投入対象に追加する。

○都市・居住環境整備推進出資金（まちなか再生・まちなか居住推進型）の拡充（p. 9 参照）

中心市街地の活性化を推進するため、既存建築物を取得し、増改築等を行って施設の有効活用を行う際、増改築等後の施設用途及び譲渡先の拡充を行う。また、施設用途が公益施設（地方公共団体が取得するものに限る）、社会福祉施設及び生活利便施設の場合には割賦譲渡（最長20年）の対象とする。

7. 都市開発資金

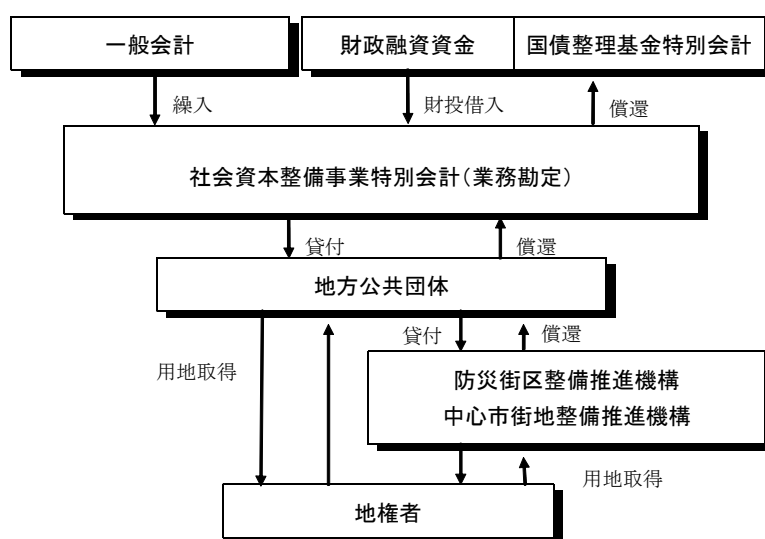
(1) 用地先行取得資金

① 目的

良好かつ活力あるまちづくりに不可欠な街路、公園等の都市施設の整備や、再開発事業等の面的な市街地整備を行う際に必要な用地の先行取得について、地方公共団体に資金を低利・長期で貸付けることにより、円滑な都市整備を推進する。《参考》貸付金利1.1%（H21年1月現在）、償還期間10年以内（据置4年以内）

② 概要

地方公共団体等が行う道路、公園等の用地、再開発事業等の面整備事業の種地等を先行取得するために必要な資金を、地方公共団体に対し、低利で貸付けを行い、都市整備の一層の推進、土地の有効高度活用を図る。



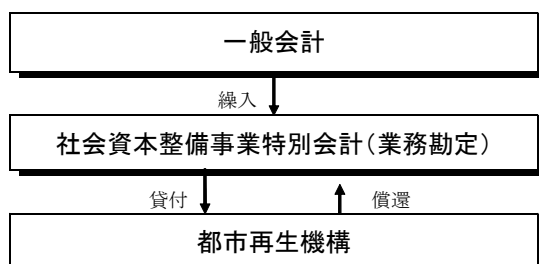
(2) 都市再生機構事業資金

① 目的

独立行政法人都市再生機構が行う面的整備事業に係る工事費等を対象に、資金を無利子で貸し付けることによって事業の強力な推進を図り、喫緊の課題である都市の再開発及び居住環境整備を推進する。

② 概要

都市再生機構が行う面的整備事業を対象に、都市再生機構に対し無利子貸付けを行う。



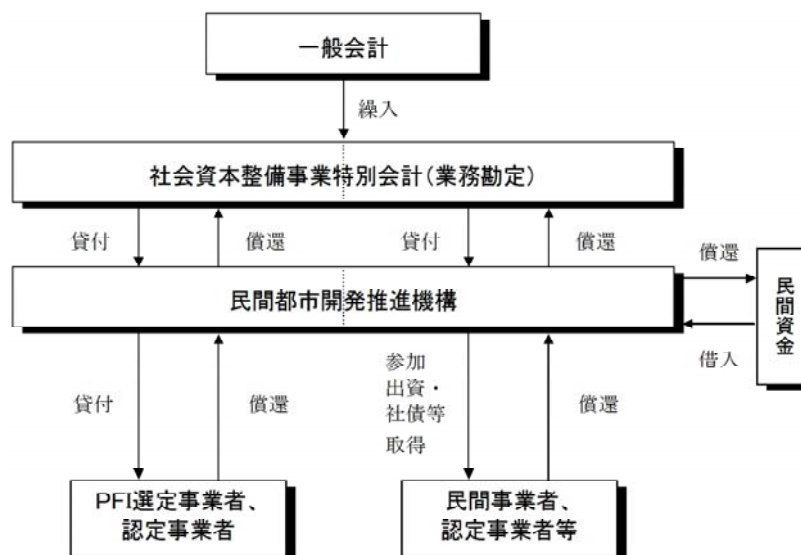
(3) 民間都市開発推進資金

① 目的

良好な市街地の形成と都市機能の維持及び増進を図り、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする民間都市開発推進機構が行う参加業務等に要する資金の一部として無利子貸付けを行う。

② 概要

民間事業者が行う民間都市開発プロジェクトに対し、民間都市開発推進機構が行う参加業務等に必要な資金の一部として無利子貸付を行うことで、民間都市開発事業の一層の推進を図る。



○ 都市開発資金予算額（まちづくり推進課所管分）

（単位：百万円）

区分	平成21年度(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	貸付金	国費	貸付金	国費	貸付金	国費
用地先行取得資金融資	3,374	0	3,024	0	1.12	—
都市再生機構事業資金融資	200	0	200	0	1.00	—
民間都市開発推進資金融資	6,000	0	7,800	0	0.77	—
都市環境維持・改善事業資金融資	(4,000)	(0)	(0)	(0)	皆増	—
	2,000	0	0	0		
合計	(13,574)	(0)	(11,024)	(0)	(1.23)	—
	11,574	0	11,024	0	1.05	

（注）上段（ ）書きは、地方公共団体負担分を含んだ計数である。

新規事項

○大型都市再生プロジェクトや地方の都市開発事業に対する資金支援 （p. 4参照）

地方都市における都市の再生を促進し、地域の活性化を図るため、大規模商

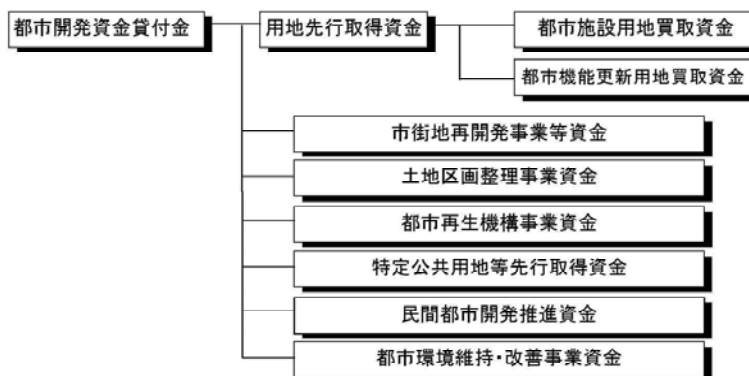
業施設のリニューアル等における早期支援の実施を可能にするとともに、大都市における都市機能の高度化を図るため、民間都市開発推進機構による支援手法を追加する。

○都市環境維持・改善事業資金融資の創設（p. 6参照）

地域住民・地権者の手による良好な都市機能及び都市環境の保全・創出を推進するため、エリアマネジメント事業を行う都市再生整備推進法人又はまちづくり法人に貸付を行う地方公共団体に対する無利子貸付制度を創設する。

（参考）都市開発資金貸付金の構成

根拠法令：「都市開発資金の貸付に関する法律」（昭和41年法律第20号）



○都市開発資金予算額

(単位：百万円)

区 分	予 算 額			財 源 内 訳								
				一般会計より受入			財政融資資金			自己資金等		
	21年度 (A)	前年度 (B)	倍率 (A/B)	21年度 (C)	前年度 (D)	倍率 (C/D)	21年度 (E)	前年度 (F)	倍率 (E/F)	21年度 (G)	前年度 (H)	倍率 (G/H)
用地先行取得資金融資	3,374	3,024	1.12	0	0	-	0	0	-	3,374	3,024	1.12
都市施設用地	3,374	3,024	1.12	0	0	-	0	0	-	3,374	3,024	1.12
<一般分>	< 1,958 >	< 2,783 >	< 0.70 >	< 0 >	< 0 >	< - >	0	0	-	3,374	3,024	1.12
<防災緑地>	< 1,416 >	< 241 >	< 5.88 >	< 0 >	< 0 >	< - >	0	0	-			
都市機能更新用地	0	0	-	0	0	-	0	0	-			
市街地再開発事業等資金融資	(7,074)	(5,122)	(1.38)	0	0	-	0	0	-	3,537	2,561	1.38
土地区画整理事業資金融資	(14,200)	(9,566)	(1.48)	0	0	-	0	0	-	7,100	4,783	1.48
都市再生機構事業資金融資	545	545	1.00	0	0	-	0	0	-	545	545	1.00
特定公共用地等先行取得資金融資	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
民間都市開発推進資金融資	6,000	7,800	0.77	0	0	-	0	0	-	6,000	7,800	0.77
都市環境維持・改善事業資金融資	(4,000)	(0)	-	0	0	-	0	0	-	2,000	0	-
都市環境維持・改善事業資金融資	2,000	0	-	0	0	-	0	0	-	2,000	0	-
都市開発資金貸付金計	(35,193)	(26,057)	(1.35)	0	0	-	0	0	-	22,556	18,713	1.21
都市開発資金貸付金計	22,556	18,713	1.21	0	0	-	0	0	-	22,556	18,713	1.21
借入金償還 等	11,281	15,999	0.71	0	0	-	0	0	-	11,281	15,999	0.71
社会資本整備事業特別会計 (業務勘定)	33,837	34,712	0.97	0	0	-	0	0	-	33,837	34,712	0.97
歳 出 合 計												

(注1) 上段()書きは、地方公共団体負担分を含んだ計数である。

(注2) 歳出合計には、社会資本整備事業特別会計(業務勘定)のうち、都市開発資金に係るものを計上している。

8. 都市環境改善支援事業（エリアマネジメント支援事業）

（1）目 的

民間のまちづくりの担い手による地区レベルの都市環境改善活動（エリアマネジメント）を促進するため、国として特に推進すべき施策により都市環境が創出される地域・地区において、計画コーディネートや、公共・共用空間の利活用等を内容とする都市環境維持・改善計画の作成に加え、同計画に基づき行われるモデル的な社会実験・実証事業等の取組に対して助成し、もって、まちの魅力・活力の維持・向上を通じた地域参加型の持続可能なまちづくりの実現と定着を図ることを目的とする。

（2）概 要

①計画コーディネート支援

【補助対象】まちづくり活動支援、計画立案・調整

【補助率】

- ・地方公共団体、中心市街地活性化協議会、景観協議会施行 1／2（直接補助）
- ・民間事業者等施行 1／3（間接補助）

②都市環境維持・改善計画作成支援

【補助対象】住民意向調査等、コンサルタント派遣、都市環境維持・改善計画作成

【補助率】

- ・地方公共団体、中心市街地活性化協議会、景観協議会施行 1／2（直接補助）
- ・民間事業者等施行 1／3（間接補助）

③社会実験・実証事業等支援（民間事業者等施行のみ）

【補助対象】都市環境維持・改善計画に位置付けられた社会実験・実証事業等

【補助率】

- ・民間事業者等施行 1／3（間接補助）

（3）事業実施主体

地方公共団体、中心市街地活性化協議会、景観協議会、民間事業者等

（4）対象地域・地区

国として特に推進すべき施策により都市環境が創出される①のいずれかに該当する地区であって、かつ、②のいずれかに該当する地区とする。

① i) 都市再生特別措置法第2条第3項の規定に基づく都市再生緊急整備地域の区域

ii) 中心市街地の活性化に関する法律第9条第6項の規定に基づく認定を受けた基本計画又は認定されることが確実と見込まれる同計画において定め

- る中心市街地の区域
- iii) 歴史的風致の維持及び向上に関する法律第5条第8項の規定に基づく認定を受けた歴史的風致維持向上計画の区域
 - iv) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第4条に規定する観光圏整備計画に定める滞在促進地区の区域であって同法第8条第3項の規定に基づく認定を受けた観光圏整備実施計画にかかるもの
 - v) 地域活性化統合事務局が選定した環境モデル都市（候補都市を含む。）の区域
 - vi) 国土交通大臣の認定を受けた都市・地域総合交通戦略の区域及び軌道運送高度化実施計画若しくは道路運送高度化実施計画が定められた地域公共交通総合連携計画の区域
 - vii) 地域活性化統合事務局が定める都市再生プロジェクトに位置付けられた密集市街地のうち特に大火の可能性の高い危険な市街地（重点密集市街地）の区域
 - viii) 都市再開発法第2条の3第1項第1号に規定する計画的な再開発が必要な市街地又は同条第1項第2号及び第2項に規定する特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区
 - ix) 景観法第8条の規定に基づく景観計画の区域又は同法第61条の規定に基づく景観地区
 - x) コミュニティの再生、防犯、緑化等、地区環境の維持・改善にかかる取組が必要な区域のうち、都市計画法第12条の5に規定する地区計画の区域として位置づけられた、または位置づけられることが確実な区域
- ② 1) 現にある良好な都市機能及び都市環境を保全する必要があると認められる土地の区域
- 2) 公共公益施設の整備等に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な都市機能及び都市環境を創出する必要があると認められるもの
- 3) 地域の土地利用の動向等からみて、都市機能及び都市環境が悪化するおそれがあると認められる土地の区域

○都市環境改善支援事業（エリアマネジメント支援事業）予算額

(単位：百万円)

区 分	平成21年度(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国費
都市環境改善支援事業 (エリアマネジメント支援事業)	340	150	0	0	皆増	皆増

※市街地整備課所管分及び公園緑地・景観課所管分を含む。

IV. 行政経費の概要

1. 都市再生推進経費

○ 都市環境改善支援事業（エリアマネジメント支援事業）（新規）（P. 5、P. 28参照）

（1）目的・概要

民間のまちづくりの担い手による地区レベルの都市環境改善活動（エリアマネジメント）を促進するため、国として特に推進すべき施策により都市環境が創出される地域・地区において、計画コーディネートや、公共・共用空間の利活用等を内容とする都市環境維持・改善計画の作成に加え、同計画に基づき行われるモデル的な社会実験・実証事業等の取組に対して支援する。

（2）実施年度 平成21年度～

（3）予算額 150,000千円

2. 地域活性化推進経費

○ 民間主体によるまちの形成・管理等まちづくり活動の促進方策に関する検討調査（新規）

（1）目的・概要

民間主体によるまちの形成・管理等の個々の都市環境維持・改善活動を円滑に推進できるよう、民間主体によるまちの形成・管理等の都市環境維持・改善活動のうち、全国的にみて汎用性が高く、典型的、代表的な個別事業（道路、公園等の高質空間整備・利用、テナントリーシング・テナントミックス、コミュニティビジネス等）をとりあげ、それらについて具体の事例分析等を通じ、手続き、技術的な留意点、資金調達方法等を内容とする実践的なマニュアルを作成し提供する。

（2）実施年度 平成21年度～平成22年度

（3）予算額 16,000千円

○ 地域活性化に資する民間都市開発における資金調達手法に関する調査（新規）

（1）目的・概要

昨今のサブプライム問題等により不動産投資に対する資金調達が一層困難になり、地域活性化に資する都市開発事業の実施が困難になっていることを踏まえ、実現可能な投資スキーム及び効果的な支援策について調査・検討する。

（2）実施年度 平成21年度

（3）予算額 27,200千円

○ 都市と産業の相互関係を踏まえた再活性化のあり方に関する調査（継続）

（1）目的・概要

過去に蓄積された産業施設や技術・ノウハウ等の資産をまちづくりに有効活用した事例を調査・研究するとともに、自治体等における利用可能な資産の発掘・査定の手法及びその有効活用に向けて検討すべき項目を整理し、地域に発信する。

（2）実施年度 平成20年度～平成22年度

（3）予算額 7,406千円

○ 地域のまちづくりの中心となるまちづくりコーディネーター育成システム検討調査（継続）

（1）目的・概要

まちづくり組織が効果的に活動できた先進事例等から、中核となるべき人材（まちづくりコーディネーター）の役割・必要な資質等を調査し、このような人材を育成し、さらに継続的に育成していくシステムのあり方について検討する。

（2）実施年度 平成20年度～平成22年度

（3）予算額 10,259千円

○ 中心市街地活性化検討調査（継続）

（1）目的・概要

まちづくり三法の見直しを踏まえた中心市街地活性化策について、円滑で持続可能なものにしていくため、基本計画の進捗状況や達成度合いの検証を踏まえた計画の見直しなどについてのケーススタディを実施し、計画の適切な推進を図るとともに、まちづくり活動の中心的役割を担うまちづくり会社が抱えている財源確保や継続的な事業展開といった共通的な課題への対応方策について検討する。

（2）実施年度 平成16年度～

（3）予算額 8,000千円

3. 独立行政法人都市再生機構に対する補給金（継続）

（1）目的・概要

独立行政法人都市再生機構の附則業務である旧地域振興整備公団の地方都市開発整備等事業のうち、関連公共公益施設に係る地方公共団体から回収する資金についての償還期間のうち据置期間（無利子）中の利子の一部を都市再生機構に対して補給するために必要な経費を交付し、事業の推進を図る。

（2）実施年度 平成12年度～（昭和49年度から平成11年度までは国土庁で計上）

平成16年6月まで旧地域振興整備公団に対して実施

（3）予算額 9,064千円

. 参考

(1) 独立行政法人都市再生機構

[都市機能更新]

(単位：百万円)

区 分	平成21年度(A)	前年度(B)	比較増減(A-B)	倍率(A/B)
【事業計画】				
直接建設費	24,633	35,119	10,486	0.70
事業費	23,310	29,028	5,718	0.80
土地区画整理事業	20,193	23,397	3,204	0.86
市街地再開発事業	3,117	5,631	2,514	0.55
都市再生プラットフォーム事業	660	660	0	1.00
調査費	328	328	0	1.00
関連公共施設等整備	335	5,103	4,768	0.07
事務費	3,870	6,805	2,935	0.57
建設利息	1,243	1,117	126	1.11
合計	29,746	43,041	13,295	0.69
【資金計画】				
財政融資資金	100	20,725	20,625	0.00
財投機関債	0	0	0	-
政府出資金	3,600	900	2,700	4.00
民間借入金	0	2,665	2,665	0.00
自己資金等	28,799	21,826	6,973	1.32
合計	32,499	46,116	13,617	0.70

(注) 1. 住宅局所管分を含む。

2. まちなか再生・まちなか居住推進の出資金を含む。

[土地有効利用]

(単位：百万円)

区 分	平成21年度(A)	前年度(B)	比較増減(A-B)	倍率(A/B)
【事業計画】				
直接建設費	18,323	33,515	15,192	0.55
用地購入費	15,390	22,782	7,391	0.68
用地造成費	1,733	9,133	7,401	0.19
共同化建築物等整備費	0	0	0	-
調査費	1,200	1,600	400	0.75
関連公共施設等整備費	0	0	0	-
事務費	4,359	6,253	1,894	0.70
建設利息	863	888	25	0.97
合計	23,545	40,656	17,111	0.58
【資金計画】				
財政融資資金	5,600	0	5,600	-
政府出資金	0	2,700	2,700	0.00
自己資金等	17,999	38,296	20,297	0.47
合計	23,599	40,996	17,397	0.58

(注) 1. 住宅局と共管である。

2. まちなか再生・まちなか居住推進の出資金を含む。

[防災公園街区整備]

(単位 : 百万円)

区 分	平成21年度(A)	前年度(B)	比較増減(A-B)	倍率(A/B)
【事業計画】				
直接建設費	9,760	14,688	4,928	0.66
用地購入費	2,220	6,058	3,838	0.37
用地造成費	11	22	11	0.50
防災公園整備費	7,469	8,548	1,079	0.87
調査費	60	60	0	1.00
関連公共施設等整備費	0	0	0	-
事務費	172	649	477	0.27
建設利息	112	326	214	0.34
合計	10,044	15,663	5,619	0.64
【資金計画】				
財政融資資金	0	3,075	3,075	0.00
政府出資金	0	0	0	-
民間借入金	0	3,717	3,717	0.00
自己資金等	5,074	5,713	639	0.89
合計	5,074	12,505	7,431	0.41

(注) 住宅局と共管である。

[宅地供給推進]

(単位 : 百万円)

区 分	平成21年度(A)	前年度(B)	比較増減(A-B)	倍率(A/B)
【事業計画】				
直接建設費	11,206	16,229	5,023	0.69
用地費	810	1,127	317	0.72
工事費	10,231	14,915	4,684	0.69
関連公共施設等整備費	165	187	22	0.88
事務費	2,048	1,590	458	1.29
建設利息	932	1,022	90	0.91
合計	14,186	18,841	4,655	0.75
【資金計画】				
財政融資資金	0	0	0	
財投機関債	0	0	0	
政府補給金	9	17	8	0.53
政府出資金	0	0	0	
政府保証債	0	10,858	10,858	皆減
民間借入金	23,468	44,249	20,781	0.53
縁故債	0	0	0	
自己資金等	5,923	7,983	2,060	0.74
合計	29,400	63,107	33,707	0.47

(2) 民間都市開発推進機構

(単位：百万円)

区 分	平成21年度(A)	前年度(B)	比較増減(A-B)	倍率(A/B)
【事業計画】				
参加事業費	2,072	4,143	2,071	0.50
融通事業費	0	0	0	-
PFI無利子貸付事業費	0	0	0	-
助成・調査研究事業費	35	34	1	1.03
民間立替施行型公共施設整備等無利子貸付事業費	-	500	500	-
出資・社債等取得事業費	5,000	5,300	300	0.94
まち再生参加事業円滑化基金支援業務費	52	52	0	1.00
まち再生基金造成	5,170	5,179	9	1.00
まち再生出資事業費	5,170	5,179	9	1.00
住民参加型まちづくりファンド事業費	200	500	300	0.40
支払利息	1,326	1,538	212	0.86
償還金等	5,929	4,567	1,362	1.30
小 計	24,954	26,992	2,038	0.92
(土地取得譲渡事業分)				
土地取得・譲渡事業費	2,827	4,960	2,133	0.57
償還金等	97,354	105,321	7,967	0.92
小 計	100,181	110,281	10,100	0.91
合 計	125,135	137,273	12,138	0.91
【資金計画】				
社会資本特会業務勘定借入金	6,000	7,800	1,800	0.77
民間借入金	1,072	2,143	1,071	0.50
政府補助金収入	5,370	5,679	309	0.95
自己資金等	12,512	11,370	1,142	1.10
小 計	24,954	26,992	2,038	0.92
(土地取得譲渡事業分)				
政府保証借入金	97,084	106,264	9,180	0.91
自己資金等	3,097	4,017	920	0.77
小 計	100,181	110,281	10,100	0.91
合 計	125,135	137,273	12,138	0.91

(注) 上記のほか、港湾整備分がある。

(注) 社会資本特会業務勘定借入金は、旧都市特会借入金である。